

# 仕 様 書

## 1 件名

広島市児童館賠償責任保険業務

## 2 契約期間

平成26年8月1日午後4時から平成27年8月1日午後4時まで。

## 3 契約者

広島市長

## 4 責任の対象

各児童館来館者（対象となる児童館は別紙一覧表のとおり）

## 5 対象となる事故

児童館及び児童館運営において次のような事故により広島市に法律上の賠償責任が発生した場合等

(1) 施設上の事故

施設や設備の欠陥、管理の不備から起きた事故

(2) 業務上の事故

児童館指導員の業務上の過失による事故

(3) 食中毒の事故

児童館で給食した飲食物やおやつが原因で児童に発生した中毒

## 6 支払われる保険金

(1) 広島市が法律上の賠償責任に基づいて被害者、若しくはその遺族に支払わなければならない損害賠償金

(2) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

(3) けがをした者に対する応急手当、緊急処置などに要した費用

(4) 施設治療費用（広島市が必要と認めた場合に、過失の有無に関係なく支払う治療費用等）

## 7 賠償責任てん補限度額

賠償責任てん補限度額は、次の表のとおりとする。

区分	施設上、業務上の事故	食中毒の事故
身体に障害を与えた場合	1名につき 1,500万円 1事故につき 2億円 年間支払限度額なし	1名につき 1,500万円 1事故につき 2億円 1年間につき 2億円
財物に損害を与えた場合	1事故につき 100万円 年間支払限度額なし	1事故につき 100万円 1年間につき 100万円
弁護士・訴訟費用	原則として上記に関係なく担保する。	
施設治療費用	1名につき 30万円 1事故につき 300万円	